

きらぼし VISA カード法人会員規約 (2024 年 4 月改定)

改定前	改定後 (下線部が改定箇所)
<p>第 2 条 (カードの貸与と取り扱い)</p> <p>1. 当社は、会員および使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等 (以下「カード情報」という) を券面上に印字した会員の申込区分に応じたクレジットカード (以下「カード」という) を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード券面上に印字された使用者本人以外使用できないものとします。 ≪省略≫</p> <p>2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときはただちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします。</p>	<p>第 2 条 (カードの貸与と取り扱い)</p> <p>1. 当社は、会員および使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等 (以下「カード情報」という) を<u>券面に印字または登録</u>した会員の申込区分に応じたクレジットカード (以下「カード」という) を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード<u>券面に印字または登録</u>された使用者本人以外使用できないものとします。≪省略≫</p> <p>2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときはただちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします (<u>カードに署名欄がある場合に限る</u>)。</p>
<p>第 8 条 (代金決済)</p> <p>5. 当社は、前 4 項に定める会員の毎月の支払額を当月初旬に会員の届出の住所へご利用代金明細書または請求明細書を送付し、通知します。通知を受けた後 10 日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、ご利用代金明細書または請求明細書の内容について承認したものとみなします。</p>	<p>第 8 条 (代金決済)</p> <p>5. 当社は、前 4 項に定める会員の毎月の支払額を当月初旬に、<u>当社の定める方法により、会員へご利用代金明細書または請求明細書にかかる情報を連携</u>し、通知します。通知を受けた後 10 日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、ご利用代金明細書または請求明細書の内容について承認したものとみなします。</p>
<p>第 11 条 (退会)</p> <p>1. 会員が退会をする場合は、所定の届出用紙により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。≪省略≫</p> <p>2. 使用者が退会をする場合は、所定の届出用紙により当社の指定する金融機関または当社に会員から届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、当該使用者のカードおよびチケット等を当社に返却するものとします。</p>	<p>第 11 条 (退会)</p> <p>1. 会員が退会をする場合は、所定の<u>方法</u>により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。≪省略≫</p> <p>2. 使用者が退会をする場合は、所定の<u>方法</u>により当社の指定する金融機関または当社に会員から届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、<u>全</u>カードおよびチケット等を当社に返却するものとします。</p>
<p>第 12 条 (カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等)</p>	<p>第 12 条 (カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等)</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>4.</p> <p>(9) 会員（当該法人の役員等を含む）または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過・・・《省略》</p> <p>(10) 会員（当該法人の役員等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>(12) 会員または使用者に対し本条第8項または第9項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や、会員または使用者がこれらの調査等に虚偽の回答をした場合</p>	<p>4.</p> <p>(9) 会員（当該法人の役員・<u>実質的支配者等</u>を含む）または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過・・・《省略》</p> <p>(10) 会員（当該法人の役員・<u>実質的支配者等</u>を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>(12) 会員または使用者に対し本条第9項または第10項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や、会員または使用者がこれらの調査等に虚偽の回答をした場合</p> <p><u>5. 当社は、会員または使用者が前項第9号または第10号の事由に該当した場合、会員および使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取り消すことができるとし、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</u></p> <p><u>6. 会員は、本条第4項により、会員資格を取り消された場合、・・・《省略》</u></p> <p><u>7. 当社は、本条第4項により、会員資格または使用者資格を・・・《省略》</u></p> <p><u>8. 会員および使用者は、会員または使用者の会員資格もしくは・・・《省略》</u></p> <p><u>9. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に・・・《省略》</u></p> <p><u>10. 当社は、会員または使用者の情報および具体的なカードの・・・《省略》</u></p> <p><u>11. 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡・・・《省略》</u></p> <p><u>12. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</u></p>
<p>第14条（期限の利益の喪失）</p>	<p>第14条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 【下記「(5)」を追加】</p> <p><u>(5) 会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号の事由に該当し</u></p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第17条（会員保障制度）</p> <p>5. 会員は、本条第1項の紛失・盗難に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨をただちに当社に通知し、当社と協力して損害の発生の防止に努めるものとします。</p> <p>6. 会員は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して本会員が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、会員は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当社に支払うものとします。</p> <p>7. 会員は、前条第2項に従って当社に対して通知しまたは届け出た事項、および第4項の書類に記載した事項を、当社が必要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供することをあらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>たことが判明した場合。</p> <p>第17条（会員保障制度）</p> <p>3. 【下記(7)を追加】</p> <p><u>(7) 会員または使用者が複数回にわたり類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合</u></p> <p><u>(8) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害</u></p> <p><u>(9) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する損害</u></p> <p><u>(10) その他本規約に違反する使用に起因する損害</u></p> <p>5. <u>会員および使用者</u>は、本条第1項の紛失・盗難に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨をただちに当社に通知し、当社と協力して損害の発生の防止に努めるものとします。</p> <p>6. <u>会員および使用者</u>は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して会員が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、<u>会員および使用者</u>は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当社に支払うものとします。</p> <p>7. <u>会員および使用者</u>は、前条第2項に従って当社に対して通知しまたは届け出た事項、および第4項の書類に記載した事項を、当社が必要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供することをあらかじめ承諾するものとします。</p>
<p>第18条（カードの再発行）</p> <p>カードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、当社所定の届けを提出していただき当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員または使用者は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p>	<p>第18条（カードの再発行）</p> <p>カードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、当社所定の<u>方法</u>で<u>届け出</u>を行い、当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員または使用者は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第19条（カードの有効期限）</p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面上に印字された月の末日までとします。</p>	<p>第19条（カードの有効期限）</p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面に印字され、<u>あるいは当社所定のウェブサイトおよびアプリケーション上に表示された月の末日までとします。</u></p>
<p>第20条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 会員が当社に届け出た使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の届出用紙により届け出るものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、当社への電話等の当社が適当と認める方法により届け出ることできます。</p>	<p>第20条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 会員が当社に届け出た使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、<u>国籍、在留資格、在留期間</u>、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合、遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に<u>所定の方法</u>により届け出るものとします。</p> <p>【下記6.を追加】</p> <p><u>6. 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員および使用者に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該会員および使用者は届出に応じるものとします。</u></p>
<p>第26条（カードショッピング）</p> <p>2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。《省略》</p>	<p>第26条（カードショッピング）</p> <p>2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。<u>（カードに署名欄がある場合に限る）</u>。《省略》</p>
<p>第27条（立替払の承諾等）</p> <p>1. 会員および使用者は、当社に対し、《中略》カード利用による取引の結果生じた加盟店等の使用者に対する債権について、・・・《省略》</p>	<p>第27条（立替払の承諾等）</p> <p>1. 会員および使用者は、当社に対し、《中略》カード利用による取引の結果生じた加盟店等の<u>会員または使用者</u>に対する債権について、・・・《省略》</p>
<p>第32条（キャッシュサービスのATM等手数料）</p> <p>2. ATM手数料は、利用金額・返済金額が1万円以下の場合は110円（含む）</p>	<p>第32条（キャッシュサービスのATM等手数料）</p> <p>2. ATM手数料は、利用金額・返済金額が1万円以下の場合は110円（含む）</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
消費税等)、利用金額・返済金額が1万円を超える場合は220円（含む消費税等）とします。ただし、当社が認める場合は割引または無料とすることがあります。	消費税等)、利用金額・返済金額が1万円を超える場合は220円（含む消費税等）と <u>します。</u>
(2023年4月改定)	(<u>2024</u> 年4月改定)

個人情報の取り扱いに関する同意条項

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等）</p> <p>1. 利用者またはその予定者および会員の代表者または入会申込者の代表者（以下総称して「利用者等」という）は、本規約（入会申込みおよび使用者の届出を含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、・・・《中略》</p> <p>① 申し込み時または入会後に会員または利用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入したまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、運転経歴証明書番号、勤務先、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、資産、負債および収入、在留資格に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）、・・・《中略》</p>	<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等）</p> <p>1. 利用者または<u>使用者</u>の予定者および会員の代表者または入会申込者の代表者（以下総称して「利用者等」という）は、本規約（入会申し込みおよび使用者の届出を含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、・・・《中略》</p> <p>① 申し込み時または入会後に会員または利用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入したまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、運転経歴証明書番号、勤務先、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、資産、負債、収入、<u>国籍</u>、<u>在留資格</u>、<u>在留期間</u>に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）、・・・《中略》</p> <p>2. 【下記※の一文を追記】</p> <p><u>※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。</u></p>
<p>第4条（個人情報の開示・訂正・削除）</p> <p>1. 利用者等は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、利用者等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。当社に開示を求める場合には、第8条第2項記載の窓口にご連絡下さい。開示請</p>	<p>第4条（個人情報の開示・訂正・削除）</p> <p>1. 利用者等は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、利用者等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。当社に開示を求める場合には、第8条第2項記載の窓口にご連絡ください。開</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。</p>	<p>示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。<u>また、開示請求手続は、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）でもお知らせしております。</u></p>
<p>第7条（規約等に不同意の場合） 当社は、使用者等が入会申し込みまたは使用者届出に必要な記載事項の記載を希望しない場合または本規約または本同意条項の内容の全部もしくは一部を承認できないことや退会の手続きをとること、入会または使用者となることをお断りする場合があります。</p>	<p>第7条（規約等に不同意の場合） 当社は、使用者等が入会申し込みまたは使用者届出に必要な記載事項の記載を希望しない場合または本規約または本同意条項の内容の全部もしくは一部を承認できない<u>場合</u>、入会または使用者となることをお断りすることや<u>退会の手続きをとることがあります。</u></p>
<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意 私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。））および使用者は、次の（1）に規定する暴力団員等または（1）の各号のいずれかに該当する場合、（2）の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または（1）に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私および使用者は、上記行為または虚偽の申告が判明し会員資格が取り消された場合、当然に貴社に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、ただちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、いっさい私および使用者の責任といたします</p>	<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意 私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員・<u>実質的支配者等</u>を含む。以下同じ。））および使用者は、次の（1）に規定する暴力団員等または（1）の各号のいずれかに該当する場合、（2）の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または（1）に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私および使用者は、上記行為または虚偽の申告が<u>判明した場合</u>、当然に貴社に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、ただちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、いっさい私および使用者の責任といたします</p>
<p>（2023年4月改定）</p>	<p>（<u>2024</u>年4月改定）</p>